

随意契約をすることができる場合に  
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>電子入札システムは、登録した入札の経過、結果及び契約情報並びに発注見通しについて、平成16年度より、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する「全国版入札情報サービス」と連携することにより、インターネット上に公開している。</p> <p>入札情報等の公開にあたっては、「全国版入札情報サービス」を利用して連携しなければ入札情報等を公開できないため、そのサービス利用、システム保守、通常時及び障害時の問い合わせ対応による技術的サポートが必要である。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>「全国版入札情報サービス」は（一財）日本建設情報総合センターが開発しており、サービス利用にあたっては同法人と契約を結ばなければならない。</p> <p>以上のことから、契約の相手方は（一財）日本建設情報総合センター以外にはない。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。